

社会福祉法人大村市社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大村市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 会長については、別表のとおり報酬及び期末手当を支給することとし、支給方法については職員の例による。

(2) 会長以外の役員については、原則として報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合においては、別に定める本会役員等で非常勤の者の費用弁償に関する規程に基づき、費用を弁償する。ただし、監事が定款第22条に規定する職務を行う場合に限り、別表のとおり報酬を支給することとし、この場合、費用弁償は行わない。

2 役員が本会の業務のため旅行したときは、その旅行について別に定める本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。この場合、費用弁償は行わない。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

役員区分	報酬等の種類
会長	1 報酬 月額 100,000円 2 期末手当 報酬月額×2.6月
監事	1 監査業務 (1) 業務監査担当監事 報酬 年額 10,000円 (2) 財務監査担当監事 報酬 年額 30,000円